

施策目標個票

(国土交通省30-35)

施策目標	自動車運送業の市場環境整備を推進する		
施策目標の概要及び達成すべき目標	将来にわたり、安全なトラック輸送サービスを安定的に供給できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備を推進する。		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 業績指標128については、平成30年度において令和元年度の目標値を達成した。	
	施策の分析	荷主を構成員に含めた協議会等を通じて、トラックドライバーの労働環境の改善を図る等、輸送の安全の確保に向けた取組を行った結果、平成30年度実績において目標値を達成した。	
	次期目標等への反映の方向性	平成30年度に令和元年度の目標値を達成したことから、新たな目標値については、これまでの実績等を踏まえ、令和5年度の目標値を32%と設定する。	

業績指標	128 貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R1年度
		25.1%	25.1%	26.5%	27.6%	28.7%	29.5%		A
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	132	111	171	204	
		補正予算(b)	0	0	0	-	
		前年度繰越等(c)	0	0	0	-	
		合計(a+b+c)	132	111	171	204	
			<0>	<0>	<0>	<0>	
	執行額(百万円)		115	88			
	翌年度繰越額(百万円)		0	0			
不用額(百万円)		16	23				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和元年6月28日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	自動車局	作成責任者名	貨物課長 伊地知英己	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	------	--------	---------------	----------	--------

業績指標 128

貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率*

評 価	
A	目標値：約 29%（令和元年度） 実績値：29.5%（平成 30 年度） 初期値：25.1%（平成 26 年度）

（指標の定義）

トラック運送事業を営む事業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

トラック運送業界は中小・零細事業者が極めて多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱いため、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き上げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。

このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動（貨物自動車運送適正化事業）を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。

係る事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。

貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。

このため、本事業所の認定率（トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。）を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。

（外部要因）

（他の関係主体）

全国・地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（（公社）全日本トラック協会、各都道府県トラック協会）

（重要政策）

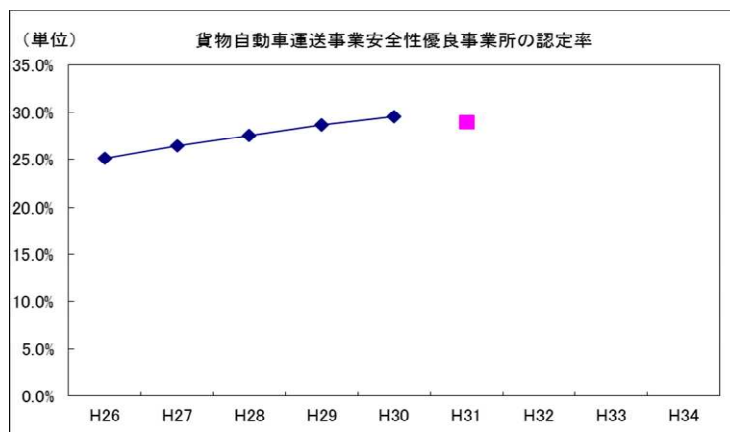
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値					（年度）
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
25.1%	26.5%	27.6%	28.7%	29.5%	



主な事務事業等の概要

事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。

貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 30 年度における実績値は 29.5%となっており、令和元年度の目標値を達成した。

(事務事業等の実施状況)

荷主を構成員に含めた協議会等を通じて、トラックドライバーの労働環境の改善を図る等により、輸送の安全の確保に努めているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 30 年度において令和元年度の目標値を達成した。引き続き、トラック運送事業者の輸送の安全を確保するための取組を推進していく。新たな目標値については、これまでの実績等を踏まえ、令和 5 年度の目標値を 32%と設定する。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：自動車局貨物課 課長 伊地知 英己